日本 NPO 学会特別委員会・臨時理事会報告レジュメ

2015 年 11 月 18 日

日本 NPO 学会特別委員会

日本 NPO 学会特別委員会は、学会設立から長年にわたり」日本 NPO 学会事務局を担当してきた大阪大学国際公共政策研究科の A 教授の業務内容に関し、2012 年度から 2014 年度の 3 年間のアルバイト人件費支出に関する調査を、科研費支出との関係を主な視点として行った。以下はその要点である。

１．　A 研究室におけるアルバイト支出の仕組みは、図１に示す通りである。科研費は請求通り大学の科研口座からの振り込みによって各自に支払われてきたが、学会関係費は本人の領収書とは異なる勤務表に基づく額で、A 氏から直接各自に現金で支払われてきた。

２．　この仕組みによる 3 年間の名目支払額（給与資源）および実質支払額（給与支給額）の人件費支出額は、表１の通りである。学会関係費の名目支払額と実質支払額の差は、3 年間で８３６，６４５円の実質支払額超となっており、その差額は A 氏が負担したという。この表から学会関係支出における私的流用はなかったと想定する。

３．　しかし長期にわたって実質支払額と異なる額の領収書を発行してきたことは、会計上の基本的なルール違反にあたり、重要な問題である。（領収書の提出を求められたアルバイト個人に対しても精神的な苦痛を与えたことが想定される。）

４．　実質支払額の元となる学会関係（一般および震災特別）と科研費に分けた勤務実績の時間記録は存在しない。このため、これらの業務間（学会関係内での一般と震災特別の間、および学会関係と科研費の間）で流用が行われなかったことを証することはできない。しかし複数の関係者のヒアリングから学会関係の業務時間比率は６～７割と推定することもでき、実質支払額における学会関係の比率はそれと概ね同等と見なされる。

５．　A 研究室におけるアルバイト雇用については、契約文書によるものではなく、源泉徴収も行われておらず、労務面での制度対応もなされていなかった。２で指摘した会計ルール違反の問題と合わせ、重要な問題である。このような状況が学会設立以来長年にわたって続いてきたことの責任は、A 氏個人にあることは勿論であるが、学会事務局業務における A 氏（及び A 研究室）の法的位置の曖昧さを放置してきた学会自体にもある。

６．　この点を改善するため、特別委員会としては、①諸法規の遵守、②学会理事会の職務分担・経理処理方法、③理事会の在り方、④監事による監査の在り方、⑤特別会計設置の在り方、について言及した。

以上

図１　2012,13,14 年度の A 研究室における人件費支払の仕組み

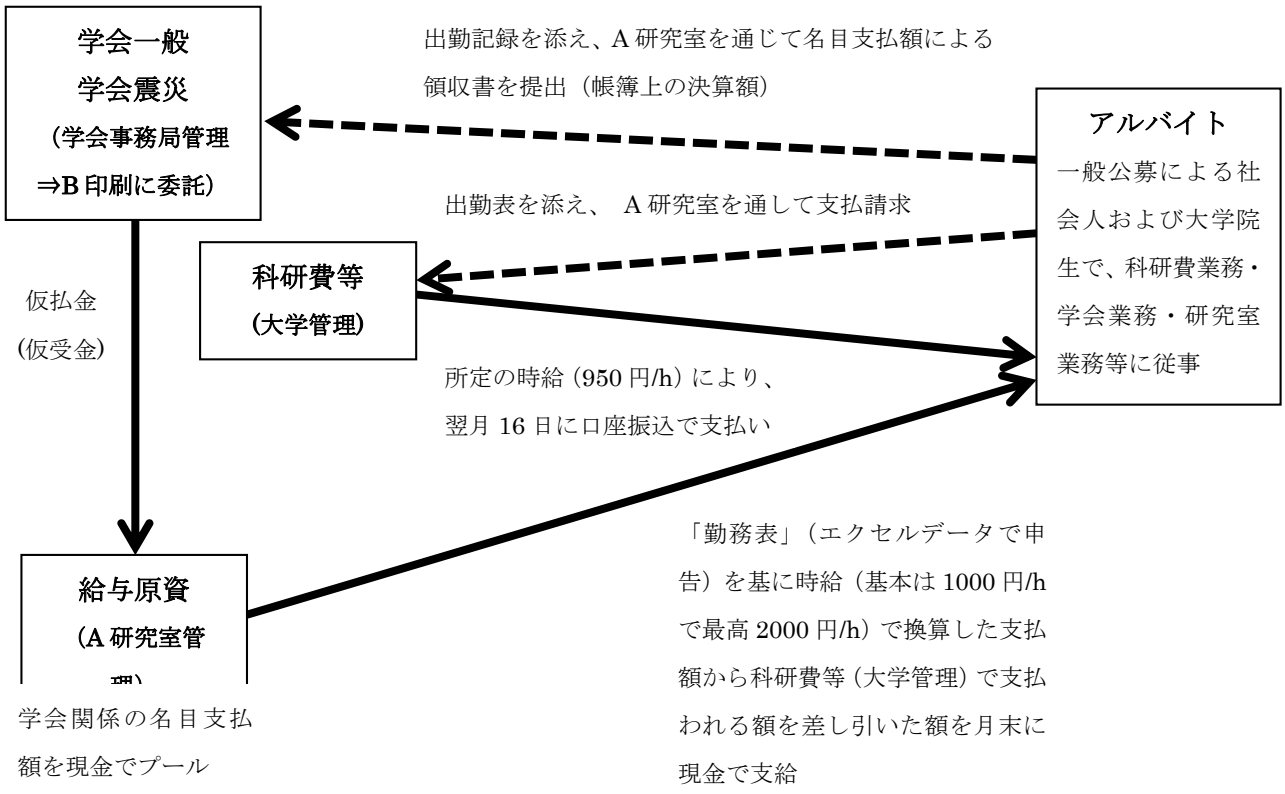

表１　2012,3,4 年度の A 研究室における人件費支払額

	日本 NPO 学会			科研費等の公費	合計額
	学会一般	学会震災	小　計		
名目支払額（給与原資）	7,922,450【27 人】	7,135,400【19 人】	15,057,850【36 人】	5,437,705【22 人】	20,495,555【36 人】
実質支払額（勤務表による給与支給額）	区分されていない		15,894,495【36 人】	5,437,705【22 人】	21,332,200【36 人】
			－836,645	0	－836,645

入手資料を決算報告書により一部修正　（単位：円／3 年間　【　】はアルバイト人数）